

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

準備書面3

令和5年11月13日

山口地方裁判所岩国支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 末国陽夫



同 松村和明



同 河本豊彦



同 川本賢一



同 新名内沙織



本準備書面において、原告は、令和5年9月7日付け被告準備書面(2)の第1及び第2に対して反論するとともに、第5に対し必要と認める限度で回答する。

第1 被告の主張に対する反論

1 公有水面埋立権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求に関する主張について

(1) 被告は、公有水面埋立免許が出されても、埋立施行区域(公有水面)については、一般公衆の共同使用に供されるべき公共用物たる性質が存続し、公有水面埋立免許を取得した者は、正当な補償をしない限り、漁業権をはじめとする水面権の行使を妨げることはできず、公有水面を独占的かつ排他的に支配することなどできないと主張するが、失当である。

公有水面埋立権が、公有水面の埋立てに係る過程を平穩に進捗させ、埋立権者に埋立地所有権の終局的な確保を可能ならしめるため、埋立工事の竣功を妨害する者を排除し、あるいはそのような妨害行為を予防する権能(妨害排除又は妨害予防)を有することは、訴状及び令和5年5月25日付け原告準備書面1(以下「原告準備書面1」という。)で述べたとおりである。すなわち、埋立権者は一定の公有水面を埋め立てる権能を有するのであるが、その権能は国の公有水面管理権(所有権)から派生するものであり、工事の竣功認可の告示を経た後は、埋立免許を受けた者が埋立地の所有権を当然に取得するとされていることにかんがみれば、公有水面埋立権は、埋立工事遂行の目的で、一定の公有水面を支配・管理する所有権類似の権能であるといつてよい。したがって、公有水面埋立免許を付与された原告は、公有水面埋立権に基づいて、埋立てに関する工事の

施行区域（以下「埋立工事施行区域」という。）を使用して埋立工事の着手・続行を妨害する者を排除することができる。また、埋立工事の着手・続行を妨害するおそれが認められる場合（本件ではこれまでに提出した証拠から明らかである。）には妨害予防として埋立工事施行区域への船舶の進入禁止等を求めることができるというべきであるし、公有水面埋立免許が付与されたからといって直ちに公用が廃されるものではないが、これは埋立工事を妨害しない限りでの自由使用が許されることを意味するにすぎない（同旨神戸地裁姫路支判平成12年7月10日・判例時報1735号106頁。甲第26号証）。被告が引用する書籍「公有水面埋立法」も、同趣旨のことを述べているところである（甲第27号証160頁）。

(2) 加えて、被告は、原告から個々の漁業者に対して補償はされていないことも主張するが、埋立工事施行区域内の公有水面では権利として成熟したと言えるほどの祝島漁業者による漁業操業の実態はない上に、平成12年4月に共同漁業権管理委員会、四代漁業協同組合及び上関漁業協同組合（いずれも当時）と原告との間で締結した漁業補償契約において、「地質、水温、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する」旨を約定しており、また、同契約の有効性については、祝島漁業協同組合（当時）及び同組合員らが原告となった訴訟において争われたものの、同組合員らが行う許可漁業・自由漁業についても漁業補償契約の拘束を受け、同組合員らは、諸迷惑受忍義務を負担するとともに、許可漁業・自由漁業自体を行うことができなくなったというべきであるとした上で、上記組合及び同組合員らの請求をいずれも却下ないし棄却する判決が確定している（甲第12号証、甲第13号

証) ことは原告準備書面1で述べたとおりである。

(3) なお、被告は公有水面埋立免許に基づく埋立てが許可使用であると主張するが、一般的に同免許は特許であると解されている(甲第27号証157~158頁)。

2 占有権に基づく請求に関する主張について

被告は、最高裁昭和61年12月16日第三小法廷判決・民集40巻7号1236頁を引用して、公有水面が埋立前の段階で占有権の客体に当たらないことは明らかであると主張するとともに、原告は埋立工事施行区域を支配しているとはいえないと主張する。

しかしながら、上記最高裁判決は、海が所有権の客体たる土地に当たるかについて判示したものであって、海が占有権の客体に当たるかについてまで判示したものではない。原告準備書面1で述べたとおり、公有水面埋立の免許を受けた者は、公有水面の一定部分を占有して埋立工事を施行する権能を付与されるのであり(甲第7号証178頁)、公有水面も埋立前の段階で占有権の客体になることは当然である。

そして、同免許を受けた原告は、埋立工事施行区域を含む上関原子力発電所(以下「発電所」という。)建設予定地全体において、設備の維持管理や警備を日常的に行い、有事の際には即時に現地動向を把握し、すみやかに必要な措置を講じられる体制を構築し、海域においては、埋立工事施行区域の境に灯浮標を設置し、経年により一部欠損した箇所はあるものの、これまでに実施を試みた海上ボーリング調査において、灯浮標設置場所に船舶を配置して区域境を明示するなど、埋立工事施行区域を常に管理し、同区域内で安全に作業できる環境を整えている。さらに、原告は、埋立工事施行区域に

接する陸域に警備員を配置し、埋立工事施行区域を日常的に監視するなどして、社会通念上同区域を事実的に支配しているといえ、同区域について占有権を有するといふべきである（社会通念上、事実的支配に属するものといふべき客観的關係にあると認められる場合に占有権を有するとされることについては、最高裁平成18年2月21日第三小法廷判決・民集60巻2号508頁。）。

第2 求釈明事項に対する回答

1 求釈明事項（1）ないし（3）について

原告は、山口県上関町大字長島の原告所有地内における、原子力発電所で使用した燃料（使用済燃料）を一時的に保管する中間貯蔵施設の設置に係る検討を進めることとし、上記施設の立地可能性を確認するとともに計画の検討に必要なデータを取得するための調査を現在実施している。

原告は、上記調査結果を踏まえて中間貯蔵施設の具体的計画を今後策定することとしているところ、発電所建設計画と並行して進められるものと考えており、どちらかを優先させる考えはない。

2 求釈明事項（4）について

現時点で原告は海上ボーリング調査を実施できていないのであるから、海上ボーリング調査を実施した場合を仮定した求釈明事項に回答することはできない。

以上